

市有エスカレーターの安全利用に関する指針

1 目的

エスカレーターを利用する際に、急いでいる人のために片側を空ける習慣が定着している。

しかし、このような利用方法は、すり抜けた利用者が他の利用者と接触して転倒・転落事故を引き起こしたり、片側を空けて乗ることができない子供連れや高齢者、身体の不自由な人等の利用に支障をきたしたりする恐れがある。

また、一般社団法人日本エレベーター協会が示すエスカレーターの安全な利用方法は、社会的には十分に普及していない。

そこで、市有エスカレーターの利用者の安全を確保するとともに、安全な利用方法を普及させるため、市有エスカレーターの利用方法についての指針を定める。

2 利用方法

施設管理者は、利用者に次の事項を注意喚起するものとする。

- (1) 踏段の上を歩いたり走ったりしてはいけない。
- (2) 黄色い線の内側に立ち、移動手すりにつかまって乗る。
- (3) 移動手すりから外側へ顔や手を出したり、体を乗り出したりしてはいけない。
- (4) 幼児を乗せるときは保護者が支えて乗る。
- (5) ベビーカー、カート、車いす、台車を乗せてはいけない。
- (6) エスカレーターで遊んではいけない。
- (7) 踏段の溝に傘の先端等の細い物が挟まったり、踏段とスカートガードの隙間等に衣類の裾や靴紐等が巻き込まれたりしないように注意して乗る。

3 施行日

この指針は、平成27年11月18日から施行する。